

令和4年8月 29 日(月)

【照会先】

神奈川県労働局職業安定部職業安定課

課長 滝沢 勉

地方労働市場情報官 工藤紀秀

(電話) 045-650-2812

報道関係者 各位

「JFEスチール株式会社高炉等休止に伴う『事業主向け特別相談窓口』」を設置

～ 雇用の維持、失業なき労働移動の支援を行います。～

JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区が令和5年9月を目途に高炉等を休止することに伴い、取引先関連事業所の雇用への影響が懸念されます。

このため、神奈川県労働局では事業主向けに、再就職の支援に関する特別相談窓口をハローワーク川崎及びハローワーク横浜をはじめ局内すべてのハローワークに、各種雇用関係助成金に関する特別相談窓口を神奈川助成金センターに、解雇等の労働問題に関する特別相談窓口を川崎南労働基準監督署及び鶴見労働基準監督署に設置し、事業主からの雇用の維持等に関する相談を行います。

なお、離職を余儀なくされる労働者への対応については、今後、ハローワーク及び労働基準監督署に「求職者向け特別相談窓口」の設置を予定している他、関係行政機関における連携した支援を検討しており、改めてお知らせします。

1 窓口設置日 : 令和4年9月5日(月)

2 事業主向け特別相談窓口の設置場所

【再就職の支援に関する窓口】

従業員の再就職、人材開発支援、障害者・外国人の雇用、雇用保険等の相談窓口です。

	所在地	電話
ハローワーク川崎 管轄:川崎区、幸区、鶴見区	川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
ハローワーク川崎北 管轄:中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	川崎市高津区千年 698-1(新城庁舎) ※求職者向けは溝口庁舎になります。ご注意ください。	044-777-8609
ハローワーク横浜 管轄:神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区	横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	045-663-8609
ハローワーク戸塚 管轄:戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区	横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609

ハローワーク港北	横浜市港北区新横浜 2-14-30 ルーシッドスクエア新横浜 2 階 (令和 4 年 10 月以降) 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221
管轄: 港北区, 緑区, 青葉区, 都筑区		
ハローワーク横浜南	横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609
管轄: 金沢区, 横須賀市のうち船越町, 港が丘, 田浦港町, 田浦町, 田浦大作町, 田浦泉町, 長浦町, 箱崎町, 鷹取町, 湘南鷹取, 追浜本町, 夏島町, 浦郷町, 追浜東町, 追浜町, 浜見台, 追浜南町, 逗子市, 三浦郡(葉山町)		

ほか神奈川県内の全 14 のハローワーク内に設置

【各種雇用関係助成金に関する窓口】

労働者の雇用維持や就職活動支援、スキルアップなどのための助成制度の相談窓口です。

- ・ 雇用調整助成金（休業や教育訓練、出向を通じて雇用の維持を支援するための助成金です。）
- ・ 労働移動支援助成金（再就職と早期雇入れを支援するための助成金です。）
- ・ 人材開発支援助成金（OJT と off-JT を支援するための助成金です。）等

	所在地	電話
神奈川助成金センター	横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 5F	045-277-8815
管轄: 神奈川県内全域		

【解雇等の労働問題に関する窓口】

解雇や賃金・退職金の支払、配置転換、安全衛生等の労働関係法令の相談窓口です。

	所在地	電話
川崎南労働基準監督署	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271
管轄: 川崎区、幸区、鶴見区扇島		
鶴見労働基準監督署	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
管轄: 鶴見区(鶴見区扇島を除く)		

<参考>

事業主は、雇用する労働者を離職させる場合などには、法令に基づき、再就職支援の計画作成、各種の届出が必要です。詳細は管轄のハローワーク、労働基準監督署又は総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(抄)

(再就職援助計画の作成)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

※ 下線部は、「常時雇用する労働者について一箇月の期間内に三十人以上の離職者を生ずることとなるもの」と定められています。

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律(抄)

(解雇の届出等)

第八十一条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(抄)

(多数離職の届出)

第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等(1)のうち厚生労働省令で定める数(2)以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由(3)により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

※ 下線部(1)は 45 歳以上 75 歳未満

下線部(2)は 5 人

下線部(3)は解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他の厚生労働省令で定める理由

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(抄)

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第三条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(当事者に対する助言及び指導)

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。